

- ◇大阪・関西万博出展支援の報告について
- ◇台湾経済団体と業務協力覚書を締結について
- ◇千葉県最低賃金改正のお知らせについて
- ◇下請法改正について
- ◇デジタルツール展示会・体験会を開催
- ◇商工会・県連職員募集について
- ◇小規模企業振興基本計画（第三期）について

千葉県の逸品、大阪・関西万博でPR実施 県内4社がORA外食パビリオン「宴~UTAGE~」に出展しました

千葉県で独自の魅力を持つ小規模事業者4社による2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）ORA外食パビリオン「宴~UTAGE~」への共同出展を支援いたしました。

<概要>

千葉県には、豊かな自然と歴史に育まれた素晴らしい食文化があります。県内小規模事業者単独では世界の各方々に魅力の発信をするのは難しいなか、来場者に商品を手にとっていただき、販路拡大に繋げていくため、令和7年4月16日に万博への共同出展を支援し、盛会裡に終了いたしました。

出展事業者と商品

○木戸泉酒造株式会社（いすみ市）

商品名：AFS<日本酒>

昭和45年大阪万博を契機に開発され、千葉県産の米と水を使い長期熟成した「AFS」



○株式会社セガワ（旭市）

商品名：畑で採れたピーナッツペースト/おおまさり蜜甘なつと

厳選された千葉県産落花生を贅沢に使用した、風味豊かなピーナッツペーストと大きな落花生を独自の蜜に漬けた甘納豆



○ハクダイ食品有限会社（南房総市）

商品名：アジフライ/くじらのたれ
新鮮なアジを使用した、肉厚でジューシーなアジフライ

伝統の製法で作られたくじらのたれ



○ペナシュール房総株式会社（南房総市）

商品名：房総ラムアグリコール ソレイユ

南房総の温暖な気候で育まれたサトウキビを使用した香り豊かなラム酒



台湾経済団体と業務協力覚書を締結 ～貿易・ビジネス交流を促進～

令和7年9月9日、千葉市内にて、千葉県内の経済団体と台湾の経済団体が、産業・貿易・ビジネス分野における交流促進を目的とした業務協力覚書を締結しました。

千葉県側からは当連合会を含む5団体、台湾側からは2団体が参加。企業間連携の強化や訪問団の相互受け入れ、ネットワーク構築に協力していくことが盛り込まれています。

当連合会では、今回の覚書締結を契機に、県内企業の台湾市場開拓や経済交流の拡大に取り組んでまいります。



9日、千葉市内で行われた締結の様子(千葉県提供)

千葉県最低賃金改正のお知らせ

**令和7年10月3日から
時間額 1,140円
(従来の1,076円から64円引上げ)**

令和7年10月3日から千葉県最低賃金が時間額1,140円に改正されました。

※ 最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室(☎043-221-2328)又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

☆ 千葉労働局HP <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>

下請法の法改正とは???

令和8年1月施行の改正内容と実務への影響を解説

下請法が改正されました ～令和8年1月1日施行～
下請法改正のポイントと実務対応

下請法の法改正が、令和8年1月に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに法律名も変更されます(新通称:「取適法(とりてきほう)」)。今回の改正は、実に50年ぶりの大改訂。中小企業の取引環境を守るため、商工会では正しい理解と実務対応を支援してまいります。

改正の背景と概要

近年、原材料費の高騰や物流業界の負担増などを背景に、下請事業者の保護強化が求められてきました。従来の「資本金基準」に加え、「従業員基準」が追加されるなど適用対象が広がり、より多くの事業者が規制及び保護の対象となるとともに、「協議に依らない一方的な代金決定」や「手形払」等が禁止される等の改正がなされます。

実務に大きな影響「従業員数基準」の導入

従来の資本金基準に加え、従業員数による判断基準が新たに導入されました。これにより、資本金が少額でも事業規模が大きい企業が対象となるケースが増加します。

新基準により、従業員数が多い企業が比較的小規模な企業に業務を委託する場合、資本金に関係なく対象となる可能性があります。

適用対象取引

①取引内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

=

取引の内容

+

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

【適用基準例(製造委託等)】



その他の基準や詳細、取引適正化法の内容やガイドブックについては、下記のウェブサイト等をご確認ください。

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekijou.html



①下請法・下請振興法改正法の概要 ②取適法パンフレット

便利な技術を千葉で体験! 県内8商工会でデジタルツール展示会・体験会を開催

千葉県商工会連合会では、DXに関心を持つ事業者を対象としたデジタルツールの展示会・体験会を開催いたします。

〈開催趣旨〉

近年のIT化・DX化の発展は我々にとって欠かせないものとなっています。今回の展示会・体験会は、「言葉は聞いたことがあるけれど、実際にはよくわからない」「触れてみないと魅力が伝わらない」と感じている事業者の皆さまに向けて、業務の効率化や新たな事業展開への架け橋となるために開催するものです。

〈出展概要〉

○日時・会場

令和7年 9月 9日(火)13:00~16:00	いすみ市商工会	済み	令和7年 9月10日(水)13:00~16:00	山武市商工会	済み
令和7年 9月29日(月)13:00~16:00	印西市商工会	済み	令和7年10月 6日(月)13:00~16:00	匝瑳市商工会	済み
令和7年10月28日(火)13:00~16:00	旭市商工会		令和7年11月 6日(木)13:00~16:00	鋸南町商工会	
令和7年11月 7日(金)13:00~16:00	酒々井町商工会		令和7年11月11日(火)13:00~16:00	富津市商工会	

○内容：商品・サービスの展示、体験

〈商品・サービス一覧〉



点検ドローン



スマートマット



アシストスーツ



スマートグラス



トビラフォン Biz



モバイル内線



Moneylink

会計ソフト



SNSソリューション



DXによる現場作業・効率化の支援サービス

DigiFeeX

建設業向け点検アプリ

【お問い合わせ先】千葉県商工会連合会(担当:笹子)
Mail:kigyoushien@chibaken.or.jp

千葉県商工会職員募集について (第3回経営指導員等採用資格試験)

職 種	経営指導員・経営指導員研修生・補助員
採用予定数	経営指導員 2026.4.1付 5名程度 経営指導員研修生 2026.4.1付 2名 補助員 2026.4.1付 若干名
内 容	小規模事業者等の経営支援・経営指導 並びに地域振興に関わる事業の実施等
応募資格	経営指導員 営業、企画、経理、金融等を担当していた者 経営実務(管理職等)に従事した経験者 中小企業診断士、税理士等の資格保有者 経営指導員研修生(令和7年4月1日現在満28歳未満の方) 大学卒業見込み者及び大学院卒業見込み者 又は大学以上卒業者 補助員 高等学校以上を卒業した者
待 遇	本会規定による
勤 務 地	千葉県内各地(県内40商工会及び千葉県商工会連合会)
応 募	本会HPの採用ページ内エントリーフォームまたは郵送 ※申込期限:10月24日(金)(郵送の場合は消印有効)
選考方法 (試験日)	書類選考を行い受験可能者に対してのみ、試験案内を送付します 一次試験 筆記試験 令和7年11月 9日(日) 二次試験 面接試験 令和7年11月25日(火)

募集内容等の詳細は、千葉県商工会連合会HPにてご確認ください。

<https://www.chibaken.or.jp/reqruit.php>



半年経って、今どうなった？

中小企業診断士が読み解く

小規模企業振興基本計画のリアル



香川 大輔

一般社団法人千葉県中小企業診断士協会正会員
中小企業診断士
1974年大阪生まれ。大学卒業後、ITベンチャー企業や大手事務機器の販売会社を通じて、15年以上ITソリューション営業に携わり、2018年10月独立。セミナー講師や商工会・商工会議所の窓口相談、補助金申請支援など、地域の中小企業支援に精力的に取り組んでいる。

かがわ経営相談所

〒290-0141 千葉県市原市ちはら台東5-7-12
☎0436-77-0576 E-mail : d.kagawa@kagawa-c.biz
HP: <https://kagawa-c.biz/>

小規模企業振興基本計画とは

2025年3月、政府は「小規模企業振興基本計画(第三期)」を閣議決定しました。本計画は、中小企業庁が策定する小規模事業者の持続的発展に向けた国の基本方針です。少子高齢化や人

経済環境の変化と小規模企業への影響
物価の高騰や人手不足、賃上げなど、小規模事業者をめぐる経営環境は劇的に変化しています。経営環境の変化に対応し、持続可能な事業の継続のために、小規模事業者はどのように対応しているのでしょうか。また、小規模企業振興基本計画はどのような役割を果たしているのでしょうか。

手不足、デジタル化の進展など環境変化が進む中、小規模事業者が地域経済を支える存在として活躍できるよう支援策を体系的に整理しています。

本計画では、「需要を見据えた経営力の向上」「経営資源の有効活用、人材の育成・確保」「地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進」「支援体制の整備その他必要な措置」の4つの目標を掲げています。そのうえで、経営者のリテラシー向上や経営計画の策定といった施策を総合的に展開し、地域に根差した事業の革新や事業承継を後押しすることを目指しています。

計画から半年、現場ではどんな変化があるのか

コロナ後の経済環境は、関税問題に振り回されたものの、株価が過去最高を更新するなど、概ね順調に拡大していることと捉えることができます。しかし、経済的弱者である小規模事業者は、人手不足が深刻化していることに加え、物価の高騰を価格に反映することが難しいなど、厳しい経営環境が継続しているといえるでしょう。

2025年4月以降の小規模事業者向けの支援策としては、**※小規模事業者持続化補助金の公募が開始されたこと**が挙げられます。販路開拓や生産性向上を支援する本補助金は、小規模事業者に対する有効性が高く、数多くの申請が行われました。また、各商工会、商工会議所における窓口相談や専門家派遣についても充実してきました。セミナーや小冊子を通じて、小規模事業者の経営課題解決を支援する例も出てきました。

不利な状況に陥りやすい小規模事業者は、地域の経済を支える貴重な存在です。支援が充実する傾向にあります。支援が充実する事業も多いです。

め、さらなる多面的な支援が必要な状況であるといえるでしょう。

「価格転嫁」の状況

価格転嫁は、小規模事業者にとって死活問題となってきました。原材料費に加え、賃上げ機運も高まっていますが、安易な値上げは容易に客離れを引き起こすため、高騰するコストを価格に転嫁することは難しいと言わざるを得ません。

私たちが普段の生活の中で、飲食店や小売店が値上げの告知をしていることなどを目にすることがあるかもしれません。実は、一定の値上げは受け入れられているものの、原材料や賃上げをカバーするだけの賃上げはできていないケースがほとんどなのです。

単純な価格転嫁が難しい中、付加価値の向上や抱き合わせ販売で客単価を向上させる動きも出てきました。小規模事業者にとっては、単なる価格転嫁ではなく、創意と工夫で価格を受け入れてもらう仕組みづくりが求められているのです。

「経営力の強化」とは

小規模企業振興基本計画では、目標の一つに「需要を見据えた経営力の向上」が掲げられました。経営環境の変化に対応し、多様化するニーズに対応して自社の商品やサービスの付加価値を高めるためには、経営力の強化が欠かせません。そして、経営力の強化は、経営者のビジョンを明文化し、ビジョンに基づき経営戦略を立案する能力を高めることにつながります。

小規模企業振興基本計画において、経営力の強化のために、デジタル技術の活用が必須であると指摘されています。支援機関からの支援を得ながら、

ら、経営者は自分の会社が進むべき方向性を明らかにし、これを実行に移すためにデジタル技術を積極的に活用することが求められているといえるでしょう。

頑張る小規模事業者たちの実例 町の魚屋さん、自社の強みを生かして飲食事業に挑戦

昔の賑わいを失った商店街において、町の魚屋さんとして事業を継続している事業者です。スーパーにはない品ぞろえや顧客ニーズに沿って魚をさばってくれることなどが評価され、地域にとってなくてはならないお店として知られています。こうした、魚介類へのこだわりを武器にした、魚介事業を開始、「安くてうまい！」と評判のお店になっています。

小規模事業者へのメッセージ

小規模事業者は、地域の賑わいを支え、地域を元気にする役割を果たしてきました。しかし、社会が劇的に変化するなか、小規模事業者にも変化が求められています。こうした小規模事業者を支えるために、我が国は小規模企業振興基本計画に基づく支援を強化しているのです。今こそ、支援機関からの支援を得ながら、自分の会社をもっと強く、もっと元気にしていきたいと思います。

小規模事業者 持続化補助金の公募が 開始されました!

10月3日より公募が開始されています。商工会が発行する事業支援計画書の受付締切は11月18日です。お早めに最寄りの商工会にご相談ください。